

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正」について

国土交通省 道路局 路政課

先日、遊園地でけんかをして以来、久しぶりに会うことになった道介くんと道子さん。海の見えるレストランで二人で食事をしていると・・・。

道介

道子さん、久しぶり。この前は自分のことばかり話してしまってごめんね。

道子

久しぶりだね、こうやってゆっくり食事するのは。ううん、こちらこそこの前は怒っちゃってごめんなさい。仲直りしたいな。

道介

うん、仲直りしよう。最近は仕事も一段落したし、これからはたくさん道子さんに会いたいし、色々なところに二人で出かけよう。

道子

私も。ところで、道介くん、最近はどんな仕事をしていたの？

道介

そうだね、最近は道路標識、区画線及び道路標示に関する命令^{*1}（以下「標識令」という。）の改正を主に担当していたよ。

道子

道路標識って道路に設置してあって高速道路の入口や地名等を表しているものだよね。最近、新聞とかでも取り上げられていたよね？身近にあるものだから興味がでてきちゃったな。どんなことしていたのか詳しく教えてよ。

道介

道路法^{*2}第45条において、道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならないとされていて、その種類、様式及び設置場所等の必要な事項については標識令で定めることとされているんだよ。

道子

うんうん。それでそれで。

道介

道路標識は安全かつ円滑な道路交通を確保するために欠くことのできない重要な施設であるし、道路利用者に対して種々の情報をわかりやすく提供されるよう、適切に設置・管理されることが必要だよね。そのため、外国人旅行者も含めた道路利用者に分かりやすい道路標識となるよう、今回、標識令を改正することにしたんだよ。

道子

へえー、そうなんだね。要するに道路利用者がより道路を利用しやすくなるように色々な改正をしたんだね。

道介

うん。具体的には、4点改正をすることとしたんだよ。

まず、道路の案内標識に表示する地名等には、原則としてローマ字を併用して表示することとしてたんだけど、英語表示の徹底や標準化は行われていなかったんだよ。そのため、今日では外国人の受け入れ環境の整備を進めていく必要性が高まっているため、道路の案内標識についても、英語表示の統一を図り、日本語と英語表示の対応を標準化することとしたんだよ。

具体的には、今般の改正により、案内標識の英語による標示は、国土交通大臣が定めるところによることとし、その内容を告示（別添参照）で示すこととして、同一の施設については、同一の英語表示とすることとしたんだよ。

道子

それって、新聞でもよく取り上げられている話題だね。これで外国人にとっても分かりやすい道路標識になりそうだね。

道介

これで訪日外国人の増加に寄与することになるといいね。

2点目は、道路利用者の利便性向上のため、現行の標識令に位置づけられている休憩所施設の案内標識は、最寄りのSA・PAのみを案内するものであることから、それらに加えて道の駅等の複数の休憩所施設を案内する標識の追加、高速道路上からの道の駅を案内する標識を追加することとしたんだよ。

3点目は、「方面及び方向」等の色彩の特例として、現行において、「入口の方向」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」等の案内標識の矢印の色は白色とされているんだけど、行き先方面的案内を明確化し、交通の安全と円滑を図るため必要がある場合において、白色以外の色、例えば赤等の色を使用することができることとしたんだよ。その他にも、道路利用者の利便性向上のための改正を行ったんだよ。

4点目は、「入口の方向」、「入口の予告」に路線番号、入口番号、入口の名称を用いることができるようになったんだよ。

道子

そうなんだね。色々な改正をしているんだね。道路標識って生活していてよく見るものだから今回の改正はすごく身近に感じるものだね。でもさ、英語表示の統一を図ることとしているけど、道路管理者はすぐに英語表示を統一したものに道路標識を取り替える必要があるの？

道介

それはね、今回の改正省令^{*3}の附則に経過措置をおいていて、当分の間は改正前の案内標識は、改正後の案内標識とみなすこととしているため、観光振興等の観点から必要に応じて早期に対応することが本改正の期待するものであるけれども、道路管理者の取り替えの義務を生じさせるものではないんだよ。既存の道路標識については、次に道路標識を取り替えるタイミングで、新設の道路標識については、今回規定するとおりに英語標記に、ということだね。

道子

うんうん。それなら道路管理者の財政面での心配もなくなるね。

・・・なんか、また道路の話ばかりになっちゃったね。

道介

あっ、ごめんね。つい話に夢中になっちゃった。ホントにごめんね。この前のこともあるのに。

道子

うそそう。全然大丈夫だよ。楽しかったから。道路に関して一生懸命考えている道介くんすごいと思うし、素敵だと思う。そんな道介くんのことが大好きだもん。

道介

ありがとう。道子さん・・・・僕と結婚して下さい！

道子

うん。よろしくお願ひいたします。

道介

やったー！こちらこそよろしくお願ひいたします。

道子

でも、道路の話は程ほどにね。

道介

分かりました。

この後、道介くんと道子さんは無事に結婚式を挙げ、幸せな生活を送ることに。

終わり。

(参考)

- ① 複数の休憩所施設を案内する標識の追加

最寄りの遠方の休憩所施設を同時に案内する標識を新たに位置付ける。



「サービス・エリア及び道の駅までの距離」

- ② 高速道路上から道の駅を案内する標識の追加

高速道路上から道の駅を案内する標識を新たに位置付ける。



「サービス・エリア、道の駅の予告」

- ③ 英語表記の統一について

施設等	英語	施設等	英語
鉄道駅、軌道駅	Station	町役場	Town Office
空港	Airport	村役場	Village Office
港湾	Port	区役所	Ward Office
自動車駐車場	Parking	郵便局	Post Office
トンネル	Tunnel	病院	Hospital
橋	Bridge	小学校	Elementary School
通り	Avenue / Street / Boulevard	中学校	Junior High School
城	Castle	高等学校	High School
温泉	Onsen	大学	University / College / Institute
美術館	Museum of Art	体育館	Gymnasium
公園	Park	山岳	Mountain
県庁	Prefectural Office	河川	River
市役所	City Hall		

参 照 条 文

○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（道路標識等の設置）

第四十五条 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。

2 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識及び区画線に関し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

※1 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年總理府・建設省令第三号）

※2 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）

※3 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する省令(平成二十六年内閣府・国土交通省令第二号)